

約款 新旧対照表

『さくらのクラウドサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第13条	<p>第13条(料金の支払)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 利用者は、基本約款第13条第4項にかかわらず、本オプションサービスの料金の支払方法を、基本約款第12条第2項に規定するものの中から、本オプションサービスの料金について改めて指定することができるほか、利用者が本オプションサービスを適用する本オプション適用サービス(「さくらのクラウドサービス」を除きます)のいずれかの請求と合算し、当該サービスにおいて選択した方法で支払うことを選択することができるものとします。</p>	<p>第13条(料金の支払)</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 利用者は、基本約款第13条第4項にかかわらず、本オプションサービスの料金の支払方法を、基本約款第12条第2項に規定するものの中から、本オプションサービスの料金について改めて指定することができるほか、利用者が本オプションサービスを適用する本オプション適用サービス(「さくらのクラウドサービス」および時間課金を選択した「さくらの専用サーバサービス」を除きます)のいずれかの請求と合算し、当該サービスにおいて選択した方法で支払うことを選択することができるものとします。</p>	<p>・ハイブリッド接続の料金は、時間課金を選択した「さくらの専用サーバサービス」の請求と合算できない旨定めました。</p>
附則第1条	<p>附則第1条(適用開始)</p> <p>この約款は、平成28年10月3日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成29年3月9日より適用されます。</p>	<p>附則第1条(適用開始)</p> <p>この約款は、平成29年3月9日から適用されたさくらのクラウドサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成29年3月31日より適用されます。</p>	<p>・本改定にともなう適用日の変更をおこないます。</p>